

令和 7 年 2 月 22 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

彦根市長 和田 裕行

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)	
地域名 (地域内農業集落名)	稲部町 (野部、荒張)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月21日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域における耕作面積のほとんどが地域外からの入り耕作者（法人1経営体、個人2経営体）であり、地域内在住の耕作者は個人経営体で年齢は60代以上である。

地域内農業者は高齢もあり、また、使用している農機具等の劣化もあり担い手確保が難しい状況であり、離農の際は、入り耕作者等に相談しながら進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業、また、一部野菜、花卉についても生産の継続を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

稲部町における農業振興地域内農用地の水田（青地の水田）を稲部町地域計画のエリアとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業効率が向上する方向性を基本に、耕作地の交換等により、集積、集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内農地のほとんどが基盤整備済みである。道路の新設による農地の分断化のため小さな農地が増えたことや、一部水田では水利が悪い。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内耕作者と相談し検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
⑦世代をつなぐ農村まると保全向上対策（多面的機能支払交付金）